

防府市自主防災組織育成事業補助金交付要綱

平成19年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の自主防災組織の防災活動を支援するために交付する防府市自主防災組織育成事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、防府市自主防災組織認定要綱（平成19年4月1日制定）（以下、「認定要綱」という。）に基づき市長が認定した団体をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、自主防災組織が実施する防災資機材を整備する事業（以下「整備事業」という。）、自主防災活動事業（以下「活動事業」という。）及び自主防災組織結成時（以下「結成補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、認定要綱第3条第1項第3号で認定した組織（以下、「防災士等育成団体」）という。は、活動事業のみを交付対象とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 整備事業に要する経費で、別表第1に掲げる資機材又は防災資機材と市長が認めたもの。
 - (2) 活動事業に要する経費で、別表第2に掲げる経費又は活動事業に必要な経費と市長が認めたもの。
 - (3) 自主防災組織結成に要する経費で、別表第3に掲げる経費又は結成に係る経費と市長が認めたもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、私設消防隊育成補助金交付要綱（昭和56年7月1日防府市消防本部制定）の適用を受ける経費については、補助対象経費から除くものとする。

(補助金額等)

第5条 前条第1項第1号に該当する経費に対する補助金の額は、次の各号により算出した額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

(1) 単位自治会のみで組織された自主防災組織（以下「単位組織」という。）。

補助金の額は、当該対象経費の3分の2以内の額とする。ただし、補助金の限度額は、10万円とする。

(2) 複数の自治会の合同体により組織された自主防災組織（以下「合同組織」という。）。

補助金の額は、当該対象経費の3分の2以内の額とする。ただし、補助金の限度額は、10万円に当該構成自治会の数を乗じて得た額とする。

(3) 地域自治会連合会単位で組織された自主防災組織（以下「地域連合組織」という。）。

補助金の額は、当該対象経費の3分の2以内の額とする。ただし、補助金の限度額は、10万円に当該構成自治会の数を乗じて得た額とする。

2 前条第1項第2号に該当する経費に対する補助金の額は、次の各号により算出した額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

(1) 単位組織及び合同組織

補助金の限度額は次に掲げる世帯数（当該年度の4月1日現在）に応じた額とする。

なお、前項第2号の合同組織、及び前項第3号の地域連合組織において、組織を構成する各自治会が個別に実施する活動事業についても、当該自治会の世帯数（当該年度の4月1日現在）に応じた額を限度として、補助金を交付する。

ア	300世帯未満	2万円
イ	300世帯以上600世帯未満	3万円
ウ	600世帯以上900世帯未満	4万円
エ	900世帯以上	5万円

(2) 地域連合組織

補助金の限度額は10万円とする。

(3) 防災士等育成団体

補助金の限度額は別に定める。

3 前条第1項第3号に該当する経費に対する補助金の額は、当該対象経費以内の額(当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし、補助金の限度額は3万円とする。

4 前条第1項第1号の補助金の交付は、一自主防災組織につき設立後10年以内に1回とし、更に設立後10年を経過する毎に1回とする。ただし、市長は、既に交付した補助金の額が同項各号に規定する補助金の限度額に達しない自主防災組織に限り、その限度額に達するまで補助金を交付することができる。

5 前条第1項第2号の補助金の申請及び交付は、各年度1回とする。

6 前条第1項第3号の補助金の申請は、自主防災組織結成後1年以内に1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 自主防災組織の代表者(以下「代表者」という。)は、以下の補助金の交付を受けようとするときは、自主防災組織育成事業補助金交付申請書に關係書類を添えて事前に市長に申請しなければならない。

(1) 第4条第1項第1号(整備事業)

- ア 自主防災組織育成事業補助金交付申請書(整備事業)(第1号様式)
- イ 整備事業計画書(第2号様式)

(2) 第4条第1項第2号(活動事業)

- ア 自主防災組織育成事業補助金交付申請書(活動事業)(第3号様式)
- イ 活動事業計画書(第4号様式)

(3) 第4条第1項第3号(結成補助事業)

- ア 自主防災組織育成事業補助金交付申請書(結成補助事業)(第5号様式)
- イ 結成補助事業計画書(第6号様式)

2 前条の規定にかかわらず、防災士等育成団体にあっては、自主防災組織育

成事業補助金交付申請書（活動事業）（第3号様式）に補助金の交付を受けようとする年度の事業計画書（予算書を含む。）を添えて申請するものとする。

（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、当該申請が適正であると認めたときは、補助金の交付を決定し、自主防災組織育成事業補助金交付決定通知書（第7号様式）により代表者に通知する。

（事業内容の変更等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた代表者（以下「補助事業者」という。）は、事業計画に変更が生じたとき、又はやむを得ない理由により事業を中止しようとするときは、自主防災組織育成事業（変更・中止）承認申請書（第8号様式）により市長に申請し、承認を受けなければならない。この場合において、事業計画書の内容の変更にあっては、変更後の事業計画書又は活動事業計画書、結成補助事業計画書を添付しなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、自主防災組織育成事業（変更・中止）承認通知書（第9号様式）により、代表者に通知する。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、事業を完了したときは、速やかに自主防災組織育成事業実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書内訳（第11号様式）
- (2) 補助対象経費の領収書
- (3) 事業の実施が確認できる写真
- (4) 事業の実施が確認できる書類（第4条第1項第2号及び第3号の場合）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、防災士等育成団体にあっては、自主防災組織育成事業実績報告書（第10号様式）に決算書を含む事業報告書を添えて報告するものとする。

（補助金の額の確定）

第 10 条 市長は、前条の報告があったときは、これを審査し、事業が適正に実施されていると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、自主防災組織育成事業補助金額確定通知書（第 12 号様式）により補助事業者に通知する。

（補助金の請求）

第 11 条 前条の規定による補助金の確定通知を受けた者は、自主防災組織育成事業補助金請求書（第 13 号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第 12 条 市長は、第 4 条第 1 項第 1 号に規定する補助金及び第 2 号に規定する補助金のうち防災士等育成団体に交付するものは、概算払いにより支払うことができる。

2 補助事業者は前項による概算払いを受けようとするときは、自主防災組織育成事業補助金概算払請求書（第 14 号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の取消し等）

第 13 条 市長は、補助事業者又は実績報告者が偽りの申請その他不正な手段により補助金の交付に係る決定を受けたと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第 14 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に關し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき、補助事業者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

（資機材の適正な管理）

第 15 条 防災資機材整備事業を実施した補助事業者は、整備した資機材を善良な管理者の注意をもって適正に管理しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

別表第1（第4条第1項第1号関係）

区分	物品名
情報収集伝達活動資機材	携帯型無線機、携帯（防災）ラジオ、携帯拡声器など
消火活動資機材	消火器、消火バケツなど
水防活動資機材	防水シート、シャベル、つるはし、スコップ、土のう袋、杭など
救出活動資機材	ヘルメット、防塵メガネ、懐中電灯、大バール、大ハンマー、可搬式発電機、投光器、コードリール、ロープなど
救護活動資機材	担架、救急セット、毛布、シートなど
生活維持活動	炊飯設備、組立てテント、非常用備蓄食糧など
その他の資機材	防災倉庫（設置に伴う建築確認申請等の諸経費を含む）、リヤカーなど防災上有効なものとして市長が認める資機材

別表第2 (第4条第1項第2号関係)

区分	対象となるもの
消耗品費	訓練等に使用する下記物品の購入費 ・テキスト　・筆記用具 (鉛筆、マジックなど) ・用紙　・タックシール　・ふせん紙　など
通信費	切手　など
使用料	会場使用料　など
講師謝礼	訓練や研修会等の講師への謝礼及び交通費
印刷製本費	訓練や研修会等の案内や資料の印刷　など
光熱燃料費	ガス代、オイル代　など
食糧費	非常食、飲料水　など
雜費	諸経費(第5条第2項第各号に規定する補助金限度額の10%以内の額)
その他	防災活動上必要なものとして市長が認めるもの

別表第3 (第4条第1項第3号関係)

区分	対象となるもの
消耗品費	組織結成会議等に使用する下記物品の購入費 ・テキスト　・筆記用具 (鉛筆、マジックなど) ・用紙　・タックシール　・ふせん紙　など
通信費	切手　など
使用料	会場使用料　など
講師謝礼	訓練や研修会等の講師への謝礼及び交通費
印刷製本費	訓練や研修会等の案内や資料の印刷　など
光熱燃料費	ガス代、オイル代　など
食糧費	非常食、飲料水　など
雜費	諸経費(第5条第2項第各号に規定する補助金限度額の10%以内の額)
防災資機材関係	別表第1に掲げる資機材又は防災資機材と市長が認めるもの
その他	防災活動上必要なものとして市長が認めるもの